

岩手県告示第214号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成23年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立遠野病院	遠野市松崎町白岩14地割74番地	平成26年3月17日
岩手県立釜石病院	釜石市甲子町第10地割483番地6	〃